

佐久バルーンフェスティバル2026 大会会場出店規定

本出店規定は、佐久バルーンフェスティバル2026イベント会場への出店に対する資格、申請方法、厳守事項等について、主催者である佐久バルーンフェスティバル組織委員会（以下、主催者）が定めるものです。

1 出店資格

(1) 本大会に出店できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- ア 佐久バルーンフェスティバル2026の開催趣旨に賛同し、佐久市観光協会、佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会の何れかに加入している者
- イ 法律・条例のほか、本規定に違反していない者、過去において主催者が不相当と判断し出店を取り消されたことがない者
- ウ 事業所所在地における市税及び市に対する公共料金を滞納していない者

(2) 前項の規定によるもののほか、主催者の意向により出店を認める者については、出店を許可するものとしてします。

2 出店期間

出店期間は、令和8年5月3日（日・祝）から5日（火・祝）としてします。

3 出店時間

出店時間は、次のとおりとし、出店時間内は、必ず開店していることとしてします。

- (1) 5月3日（日・祝） 午前7時から午後5時まで
- (2) 5月4日（月・祝） 午前7時から午後7時30分まで
- (3) 5月5日（火・祝） 午前7時から午後1時まで

4 出店場所

千曲川スポーツ交流広場（第1グラウンド内）

5 出店スペース

(1) 出店スペースは、1事業者につき主催者が用意する1区画と定め、この区画をはみ出したの商品陳列及び販売等は、認めません。テント出店、キッチンカー出店による1区画の大きさは、次のとおりとしてします。

- ア テント出店：テント1張り分（幅5.4m×奥行3.6m）
- イ キッチンカー出店：幅7m×奥行3.6m（車両寸法ではなく調理提供中の状態）
- ウ テント出店、キッチンカー出店共に区画裏のスペースは、車両駐車等のため幅5m×奥行2.5mのみ使用を許可します。

(2) 区画数は、概ね20区画程度を予定しています。ただし、応募数や他の企画等の都合により、主催者の判断で区画数を変更する場合があります。

6 出店負担額

(1) 出店を認められた者は、1区画 10万円の出店料を負担するものとしてします。

(2) 移動販売車両、コンテナ等の利用により、主催者側が用意するテントを使用しない場合も同額を負担するものとしてします。

(3) 負担金納入後は、本規定に反して出店取り止めとなった場合及び、天候不順等の不可抗力や主催者の判断によりイベントの全部又は一部が中止となった場合であっても、出店負担金の返金は致しません。

7 出店申請

- (1) ながの電子申請または所定の「出店申込書」及び「誓約書」を、令和8年2月19日（木）までに主催者に提出するものとします。
- (2) 「食品営業許可証」を必要とする販売を行う際は、「食品営業許可証」を前項に併せて提出するものとします。
- (3) 出店申請は、1事業者につき1区画のみとします。
- (4) 予定区画を上回る出店申請があった場合は、主催者による審査にて、出店者を決定します。
- (5) 主催者の依頼による出店者については、優先的に出店できるものとします。（佐久市の特徴的な特産品等の提供者）

8 出店契約

ながの電子申請または「出店申込書」及び「誓約書」等関係書類を主催者が受理し、主催者による審査・出店料の主催者への支払いを持って出店契約が成立したものとします。

9 出店区画（場所）の決定

- (1) イベント会場内における出店区画（場所）は、主催者側で指定します。
- (2) 区画決定後の出店者同士での出店区画（場所）の交換は、禁止します。

10 変更・取消

- (1) 主催者により出店内容が本催事の趣旨に沿わないと判断された場合、出店契約の成立後であっても出店を取り止めていただくことがあります。
- (2) 令和8年3月13日（金）以降、出店者による「出店取下申請」は、できません。

11 権利譲渡

- (1) 出店者の権利譲渡は、これを禁止します。
- (2) 出店資格を有する者（店舗）から名義を借り、別の者（店舗）が出店することは、一切禁止します。
- (3) 前各号に該当する権利譲渡が発覚した場合は、発覚した時点で出店を取り止めていただくことがあります。また、次年度以降、両者の出店を禁止します。

12 販売内容

- (1) 食品を販売する場合は、保健福祉事務所が定める「祭礼催事における食品営業について」の内容を遵守するとともに、保健所長の発行する「食品営業許可証（食品営業許可指令書）」（露天営業・移動営業車の記載されたもの）により許可された品目以外の販売は認めません。
- (2) 食品・酒類の販売等にかかる保健所・税務署等の許可申請は出店者自らの責任において行うものとし、これに反して出店の取消しがあった場合についても主催者は、一切の責任を負いません。
- (3) 射幸心をあおるもの（くじ引き、射的、輪投げ等）の出店は、禁止します。

1.3 出店管理

(1) 物品等管理

出店区画における物品等管理は、出店者が行うものとし、盗難等発生 の責任は主催者として負いません。

(2) テント使用期間

ア 主催者が用意するテント（横幕付）の使用期間は、5月2日（土）午後1時から5月5日（火・祝）午後2時までとします。

イ 5月5日（火・祝）午後2時以降より撤収作業を開始しますので、それまでに区画内のゴミ拾いなども含め撤収をしてください。

(3) 搬入・搬出時間

ア 物品・機材等の搬入は、全日とも午前5時15分から午前6時15分までに行うこととします。

イ 物品・機材等の搬出は、3日が午後5時から、4日が午後7時30分から、5日が午後1時～午後2時までとし、来場者等に配慮して搬出してください。

ただし、主催者から上記に係る時間の変更があった場合は、主催者に従ってください。

ウ 搬入・搬出時間以外は、会場内の安全確保のため、イベント広場内への車両の乗り入れ及び会場内通路の逆走を禁止します。

搬入・搬出時間	搬入時間	搬出時間
5月3日（日）	AM 5 : 15 ~ AM 6 : 15	PM 5 : 00 ~
5月4日（月）	AM 5 : 15 ~ AM 6 : 15	PM 7 : 30 ~
5月5日（火）	AM 5 : 15 ~ AM 6 : 15	PM 1 : 00 ~ PM 2 : 00

(4) 進入許可車両

ア イベント広場内への進入車両は、主催者が交付する指定の「許可証」を表示する車両1台のみとし、表示が無い車両はいかなる理由があっても進入を許可しません。

イ 「許可証」は、サンバイザーの裏側など係員が明確に見えるよう貼付してください。

ウ 指定の「許可証」は、区画裏側に駐車できる「駐車許可証」、搬入・搬出時のみにイベント広場内への進入が許可される「通行・駐車許可証」を出店区画ごとに1枚ずつとし、4月中旬までに出品者へ郵送により交付します。なお、進入車両は、出店区画裏側への駐車及び通行に支障が無い大きさの車両とします。

(5) イベント広場内通行

ア イベント広場内の芝生箇所への車両等の乗り入れは、原則禁止します。

イ 主催者が指定する区画が芝生部分である場合は、芝生を傷めないよう注意してください。

(6) 備品・装備等

ア 出店に必要なテーブル、イス、発電機、給排水設備等の備品類は、すべて出品者で用意してください。

イ 飲食を供する出品者にあっては、自ら出店する区画の前に、来場者が飲食できるテーブル、イス等の設置についてご配慮ください。これに係るテーブル、イスは、出店区画前の状況に応じて来場者の通行の妨げにならないようにし、24席以内（6人掛けレジャーテーブル4つ程度）を目安として設置してください。

(7) 表示物

出店者は、以下項目について明確な掲示及び表示をしてください。確認出来ない場合には、出店を取り止めていただくことがあります。ただし、テントの天幕及び横幕へのテープ類による貼付けは、一切禁止します。

ア 出店許可証（店舗前のわかり易い場所に必ず掲示すること）

イ 店舗名（テント、移動販売車両等の広場内側から見えるよう表示すること）

ウ 販売商品及び価格（店舗前のわかり易い場所へ来場者から見えるよう表示すること）

(8) 衛生・風紀

ア 出店区画内及び周辺は、常に衛生的かつ清潔な状態を維持してください。開催時期が5月初旬であり日中の気温上昇が考えられるため、食品管理には十分注意してください。

イ 出店者は、来場者が不快と感じる言動・服装等に十分留意し、イベントイメージを損なわないようにしてください。

(9) 食券の取扱い

ア 主催者は、運営スタッフ等の関係者に対して500円分の食券を発行し、主催者により後日試算します。

イ 利用済み食券の清算は、令和8年5月下旬までに主催者へ申請してください。

(10) 火気を取り扱う出店者は、出店区画内に必ず消火器を準備・設置してください。

(11) 環境へ配慮したイベントとするため、食べ物の容器等は、できる限り環境負荷の低いもの（エコマーク、グリーンマーク等）を優先して使用し、プラスチックごみ削減に努めてください。

(12) 来場者が出展等を利用して発生したゴミについては、主催者にて会場内に設置したゴミ箱で処理するものとし、各出店者側でのゴミ箱の準備は、不要です。ただし、出店者自身が出すゴミ（調理の過程で発生する生ごみや汚水等）については、主催者による回収はしませんので、必ず出店者の責任において持ち帰り、処分してください。

1.4 開催中止

天候等の状況により本催事が中止となった場合、中止による損害の責任は主催者では負いません。

1.5 肖像権

本催事における肖像権は全て主催者にあるものとします。

1.6 免責

出店者に起因する損害、クレーム、食中毒等の損害賠償は、出店者側にて対応及び補償するものとし、主催者は一切責任を負いません。

1.7 規定外事項

本規定に定めなき事項が発生した場合は、主催者が対応及び決定できるものとし、出店者に速やかにこれを通知し、出店者はその指示及び対策に従うものとします。

1.8 出店許可取消等

主催者の再三の注意にも関わらず、出店規定を遵守できない場合は、次年度以降の出店を禁止します。